

戦時下における最大の言論弾圧事件
ゆえなく有罪判決を受けた人々の名誉回復のために

横浜事件第三次再審請求弁護団

第20回東弁人権賞は、戦時下最大の言論弾圧事件「横浜事件」の第三次再審請求弁護団に贈られた。1月10日の授賞式の後に、環直彌主任弁護人にインタビューをした。授賞式の謝辞で森川金寿弁護団長が「再審の判決では、単に無罪というだけではなく、60年前に治安維持法という悪法の適用について、何らの慎重さを払わず、警察や検察と一体となって、次から次へと安易な有罪判決を下していった裁判所の行動にどのような反省が述べられるか、そこに注目しています」と述べられた。しかし、横浜地裁は2月9日に免訴の判決をし、有罪・無罪の実体判断には踏み込まなかった。

<横浜事件第三次再審請求弁護団の歩み>

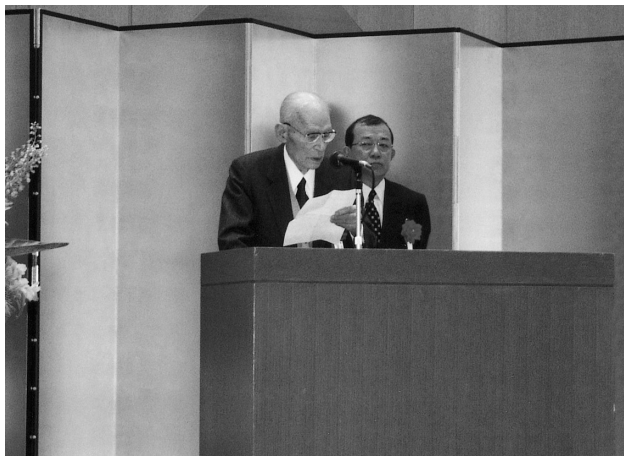
1998年8月14日設立。森川金寿弁護団長（二弁）、環直彌主任弁護人（二弁）、竹沢哲夫団員（東弁）ほか団員5人および大島久明弁護団事務局長（二弁）で組織。2003年4月15日横浜地裁は再審開始を決定。2005年3月15日東京高裁は検察官の即時抗告を棄却。検察官が特別抗告を断念し、再審開始が確定。2006年2月9日横浜地裁は免訴判決。2006年2月10日無罪判決を求めて東京高裁に控訴。



環直彌 主任弁護人

——人権賞の受賞、おめでとうございます。早速ですが、横浜事件第三次再審請求弁護団に参加された経緯を教えてください。

環：1994（平成6）年、第一次の再審請求事件が終わったところに、弁護団長の森川金寿弁護士と知り合い、横浜事件のご相談を受けたのが直接のきっかけです。



人権賞受賞の謝辞をする森川金寿弁護団長。後方は大島久明事務局長
＝2006年1月10日、授賞式にて

拷問を受けた元被告人からも、「どうしても」と言われ、その人権を守るべきだという情熱に心を動かされました。また、私は、1945（昭和20）年当時、横浜地裁の検事局に在籍しており、心に引っかかるものがあったので、お引き受けしました（ちなみに、私は、いわゆる「経済検事」であったため、横浜事件には全く関与していません）。

——2005年3月15日東京高裁再審開始決定（検察官が上告を断念し、そのまま確定）が横浜事件の節目だと思いますが、その社会的な意義を教えてください。

環：思想・言論の自由の重要性が再確認されたということです。つまり、「ゆえなく有罪判決を受けた元被告人の名誉を回復する」ということが第一次的な意義ではありますが、それにとどまりません。国民の良識的な思想・良心の自由が残虐な弾圧（権力）によって抑圧されたという事実が明らかにされたことに大きな意義があります。

——横浜事件は何度もマスコミに取り上げられていますが、本件がマスコミに取り上げられたメリットと配慮した点を教えてください。

環：横浜事件は、戦争中における言論の弾圧という特殊な性格を持っています。マスコミを通じて、表現の自由がいかに重大であるかということと、表現の抑圧が現代の世の中全体にいかに関わるのかを国民全体に訴えることができたことがメリットです。

もっとも、マスコミを含め、若い人たちにとって本件は歴史上の出来事になっていますから、問題意識を持ってもらえるよう、マスコミの方を集めたレクチャーを何度も開きました。

——横浜事件で主張された再審事由を教えてください。

環：①日本国がポツダム宣言を受託したことにより治安維持法1条、10条が実質的に失効し、これが旧刑事訴訟法485条6号に当たる、②本判決の認定事実当時、構成要件事実である「日本共産党の存在」は既になくなっていて、③元被告人らの自白は、警察官の拷問によりまたはその影響下において作成されたものだから、信用性がない、および、④「公訴ノ提起モシクハソノ基礎トナリタル捜査ニ関与シタル検察官被告事件ニ付キ職務ニ関スル罪ヲ犯シタコト確定判決ニ因リ証明セラレラルトキ」（旧刑事訴訟法485条7号）に当たる、の4つです。

——まず、③の拷問について。再審請求といいますが、通常、「新証拠」の収集が活動のメインになるかと思いますが、③の「新証拠」としてどのような証拠を提出されたのですか。

環：元被告人が現判決後に雑誌など公刊物に寄せた手記、特高警察の中心人物3名が同じ事件の別の被疑者に対する拷問を認定した特別公務員暴行凌虐事件にあたって元被告人らが作成した口述書、その事件の判決などです。

——次に、①の点について、この主張をした経緯およびその立証方法を教えてください。

環：弁護団としては、③拷問による捜査が再審事由の本筋だと考えていました（今もそうです）。ところが、第一次の再審請求において①の再審事由が簡単に退け

られたので、第三次請求では③に加えて①など3つの再審事由を追加しました。

新証拠としては、弁護団の請求した京都大学の憲法担当の大石眞教授の鑑定が全面的にこちらの主張を認める内容であったことが大きかったと思います。

——その他、横浜事件の特殊性を教えてください。

環：横浜事件の特殊性は、判決原本も訴訟記録も喪失してしまっていたため、確定判決の内容を明らかにすることから始めなければならなかったことです。そこで、横浜事件のわずかに残った記録と特高警察作成の特高月報などを参考にして確定判決を復元し、認定事実および証拠を特定させました。なお、適用法令は治安維持法1条、10条で特定できていました。

——横浜事件の今後の流れ・見通しを教えてください。

環：検察官は、刑の廃止などによる免訴判決をすべきであると主張していますが、弁護団は、免訴という形式的な判決ではなく、あくまでも無罪判決を求めています。しかも、判決の理由に着目しています。治安維持法という悪法に基づき安易な捜査、公判および判決が重ねられたこと、いわば司法による人権侵害がなされたことに対して、再審の判決において、率直な謝罪がなされるべきであると考えています。

横浜地裁の判決は、来る2月9日に出ます。（※免訴判決であった。）

——最後の質問です。検察官も裁判官も弁護士もご経験なさった期前の環弁護士から、LIBRAの読者、とりわけ若い弁護士や法科大学院の学生など若者に対して、なにかメッセージをお願いします。

環：「思想・良心の自由、表現の自由を司法の面でいかに扱っていくべきか」が、私の法律家としての人生の中心であったように思います。若い方たちは、過去、立法・行政・司法という三権が思想を抑圧し、日本の行方を害したという事実があったことに深い思いを致していないのではないのでしょうか。多くの若い方に、人権活動に心から取り組んでいただきたいと思います。

——どうもありがとうございました。

（聞き手・構成：白井一廣）